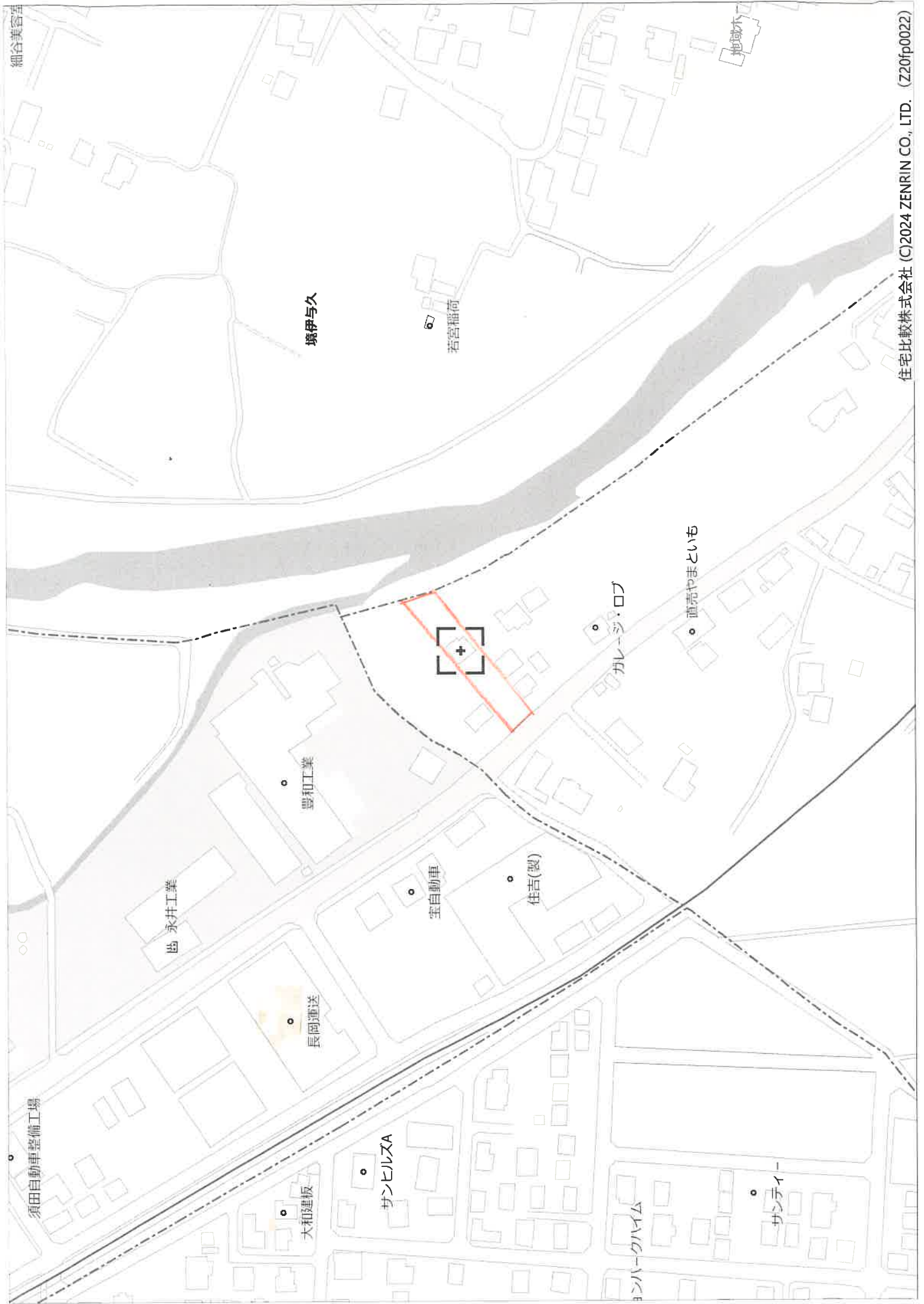
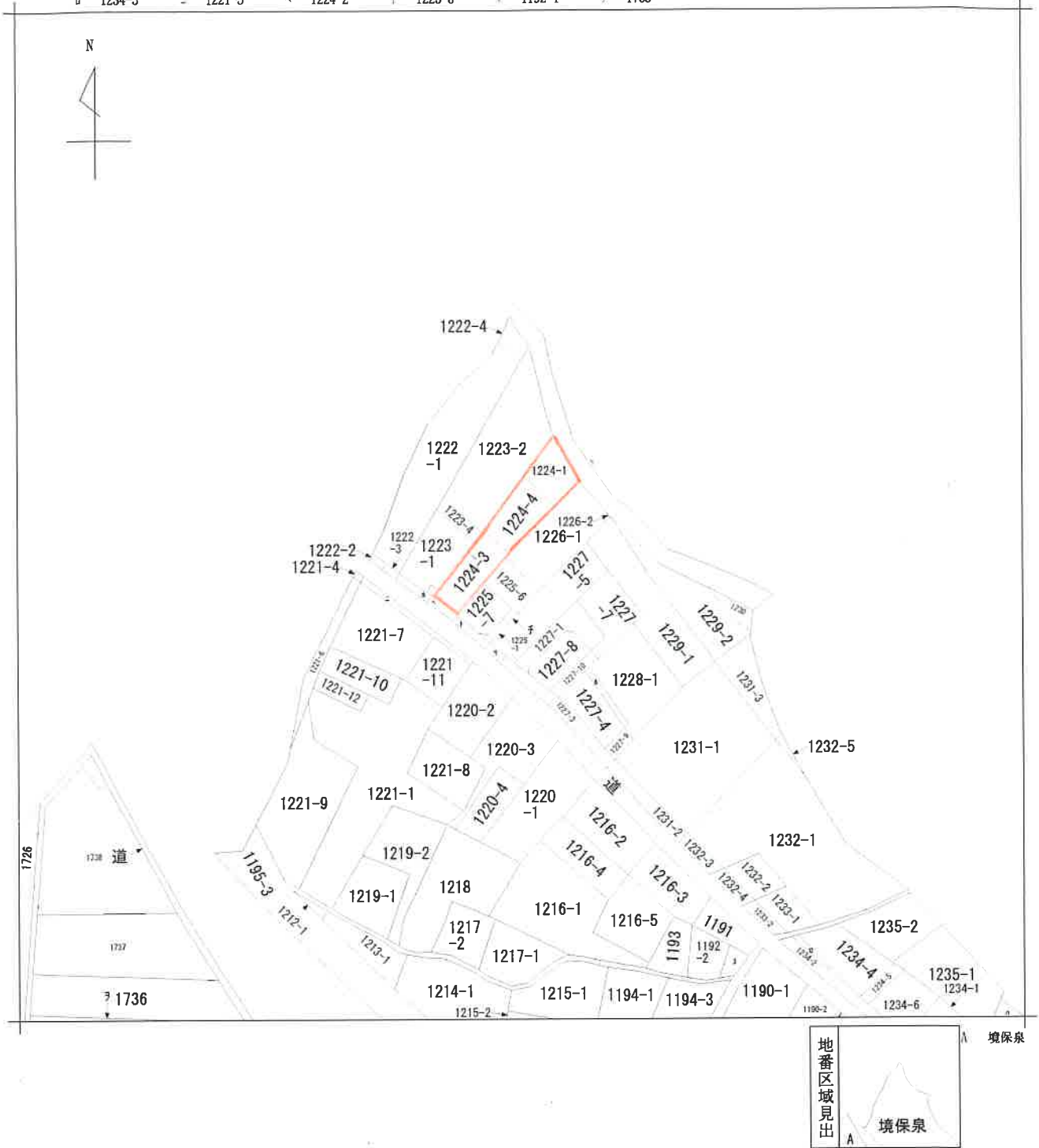




表示年月日：2024/07/19

イ 1186-4 ハ 1236-1 ホ 1223-3 ト 1225-2 ニ 1227-2 ヒ 1228-2
ロ 1234-3 ニ 1221-5 ヘ 1224-2 テ 1225-8 テ 1192-1 テ 1735



請求部	所在	伊勢崎市境保泉字行人山				地番	1224番4			
出力縮尺	1/1200	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

2024/07/19 18:17 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成11年7月8日	不動産番号	0708000376917
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	佐波郡境町大字保泉字行人山			余白	
	伊勢崎市境保泉字行人山			平成17年1月1日行政区画変更 平成17年6月20日登記	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	原因及びその日付〔登記の日付〕		
1224番1	畑	808	余白		
余白	余白	599	③1224番1、1224番3に分筆 〔昭和41年12月17日〕		
余白	余白	268	③1224番1、1224番4に分筆 〔昭和54年5月7日〕		
余白	宅地	268:00	②③昭和54年11月10日地目変更 〔昭和54年11月28日〕		
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年7月8日		

2024/07/19 18:17 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成11年7月8日	不動産番号	0708000376919
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	佐波郡境町大字保泉字行人山			余白	
	伊勢崎市境保泉字行人山			平成17年1月1日行政区画変更 平成17年6月20日登記	
① 地 番	②地 目	③ 地 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕		
1224番3	畑	219	1224番1から分筆 〔昭和41年12月16日〕		
余白	宅地	219:00	②③昭和21年2月1日地目変更 〔昭和41年12月16日〕		
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年7月8日		

2024/07/19 17:37 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成11年7月8日	不動産番号	0708000376920
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	佐波郡境町大字保泉字行人山			余白	
	伊勢崎市境保泉字行人山			平成17年1月1日行政区画変更 平成17年6月20日登記	
① 地 番	②地 目	③ 地 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕		
1224番4	畑	330	1224番1から分筆 〔昭和54年5月7日〕		
余白	宅地	330:60	②③昭和54年11月10日地目変更 〔昭和54年11月28日〕		
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年7月8日		

2024/07/19 18:17 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成11年7月8日	不動産番号	0708000376918
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	佐波郡境町大字保泉字行人山			余白	
	伊勢崎市境保泉字行人山			平成17年1月1日行政区画変更 平成17年6月20日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1224番2	畑		16	1224番から分筆 〔昭和36年3月16日〕	
余白	公衆用道路	余白		②昭和35年11月29日変更 〔昭和37年5月22日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年7月8日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和36年3月17日 第440号	原因 昭和36年2月23日売買 所有者 群馬県 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年7月8日

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2024/07/19 18:29 現在の情報です。

表 題	部 (主である建物の表示)	調製	平成11年7月8日	不動産番号	0708000382199
所在図番号	余 白				
所 在	佐波郡境町大字保泉字行人山 1224番地4、1224番地1			余 白	
	伊勢崎市境保泉字行人山 1224番地4、1224番地1			平成17年1月1日行政区画変更 平成17年6月20日登記	
家屋番号	1224番4			余 白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造瓦葺2階建	1階	62:93	昭和54年11月10日新築	
		2階	33:12		
余 白	余 白	余 白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成11年7月8日	
			:		
			:		

※ 建築協定(リハ)タウン広瀬・保泉ニュータウン・グリーン伊勢崎)及び地区計画(多田山産業団地・田中町地区・伊勢崎駅周辺地区)の

あり

◎ 垂直積雪量：50号より南は30cm、50号より北は35cm、単位荷重：20N/m²・cm、地表面粗度区分：Ⅲ、基準風速：V0=30m/秒、凍結深度の規定なし、地震地域係数Z=1.0

＜新設工事＞メーター口径別給水装置工事申込手数料及び加入金一覧表

口 径	給水装置工事申込手数料	加 入 金
13mm	15, 000円	50, 000円＋税
20mm		120, 000円＋税
25mm		200, 000円＋税
30mm	30, 000円	400, 000円＋税
40mm		600, 000円＋税
50mm		1, 000, 000円＋税
75mm		3, 000, 000円＋税
100mm	60, 000円	4, 000, 000円＋税
150mm		9, 000, 000円＋税

(注)工事用は加入金免除

＜改造工事＞給水装置工事申込手数料

口 径	給水装置工事申込手数料	加 入 金
25mm以下	10, 000円	—
25mm超	20, 000円	—
その他	5, 000円	—

口径変更による給水装置工事申込手数料及び加入金

口 径	給水装置工事申込手数料	加 入 金
13mm→20mm	15, 000円	70, 000円＋税
13mm→25mm		150, 000円＋税
20mm→25mm		80, 000円＋税
25mm→30mm	30, 000円	200, 000円＋税
30mm→25mm	15, 000円	—
40mm→30mm	30, 000円	—

(注)複数栓→単栓は合算が可能。単栓→複数栓には分割はできない。

口径増大の場合の加入金の額は、変更後口径に応じる加入金の額と変更前口径の加入金の額との差額とする。

口径縮小の場合、加入金の差額は還付しない。

手数料の額は、変更後口径に応じる新設工事の給水装置工事申込手数料の額に準じる。

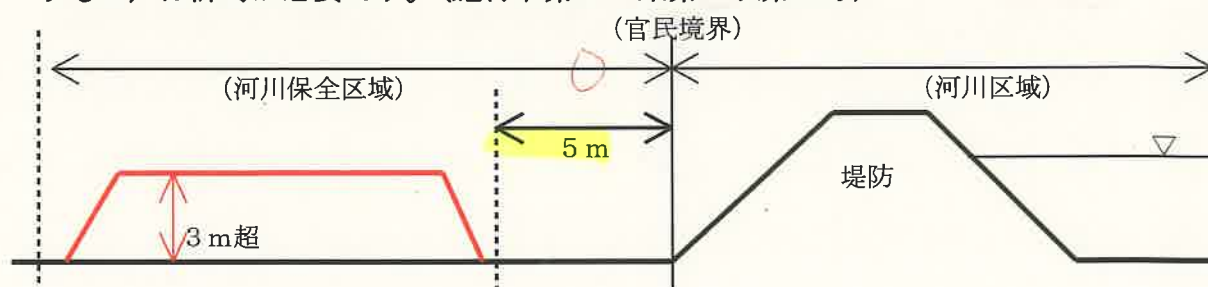
河川法第55条の主な行為の例

河川保全区域のうち、官民境界線から5mを超える土地については、河川法施行令第34条に基づき、許可を要する行為が緩和されています。

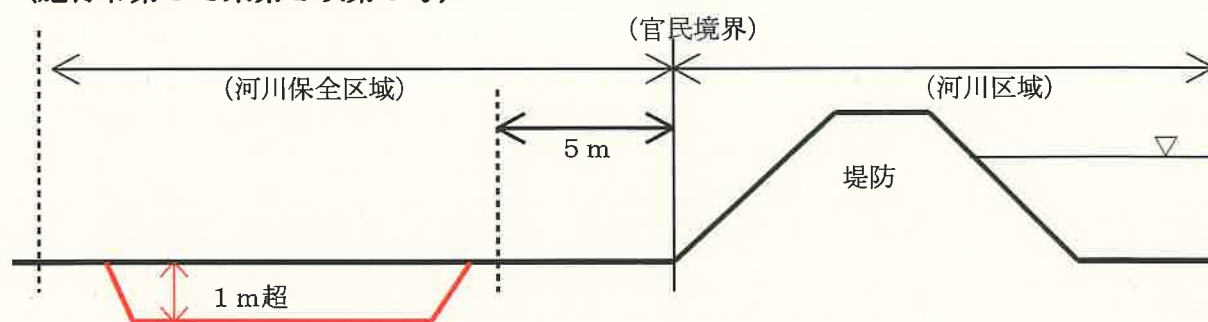
官民境界線から5mを超える土地においても、許可が必要となるのは以下の行為です。
詳細については、お問い合わせをお願いします。

1. 盛土・掘削等土地の形状変更に関するもの

- (1) 地表から高さ3mを超える盛土（3m以内であっても、堤防に沿って20m以上行うもの）は許可が必要です。（施行令第34条第1項第2号）

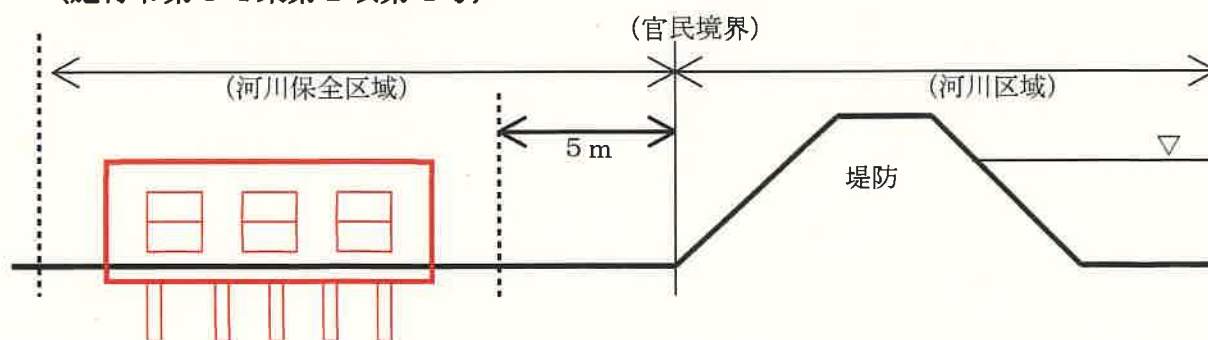


- (2) 地表から1mを超える掘さく又は切土は許可が必要です。
（施行令第34条第1項第3号）

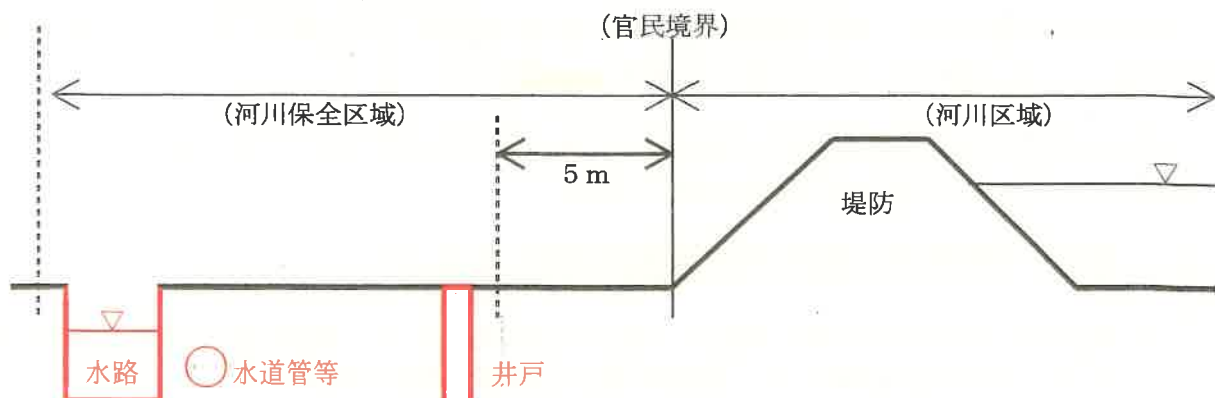


2. 工作物の新改築に係るもの

- (1) コンクリート造、石造、れんが造等堅固なものは許可が必要です。
（施行令第34条第1項第4号）



(2) 貯水池、水槽、井戸、水路等水が浸透するおそれのあるものは許可が必要です。
(施行令第34条第1項第4号)



伊勢崎市立地適正化計画

都市再生特別措置法第81条に基づく立地適正化計画を公表いたしました。この計画は、将来の人口減少や高齢化を見据え、医療・福祉施設、商業施設や住宅などを誘導し、まとまりのあるまちづくりを実現するものです。

★立地適正化計画に定めている区域

■居住誘導区域

- ・人口密度を維持し、生活関連サービスなどが持続的に確保されるよう居住を誘導する区域

■都市機能誘導区域

- ・都市機能を誘導し集約することにより、生活関連サービスの効率的な提供を図る区域

◆届出が必要な開発・建築等行為◆

居住誘導区域外における一定規模以上の住宅や都市機能誘導区域外における誘導施設の整備などを行う際は、都市再生特別措置法に基づき、着工の30日前までに届出が必要となります。

●居住誘導区域外での開発・建築等行為

開発行為

- ・3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ・1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの



建築等行為

- ・3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

●都市機能誘導区域外での開発・建築等行為

開発行為

- ・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為

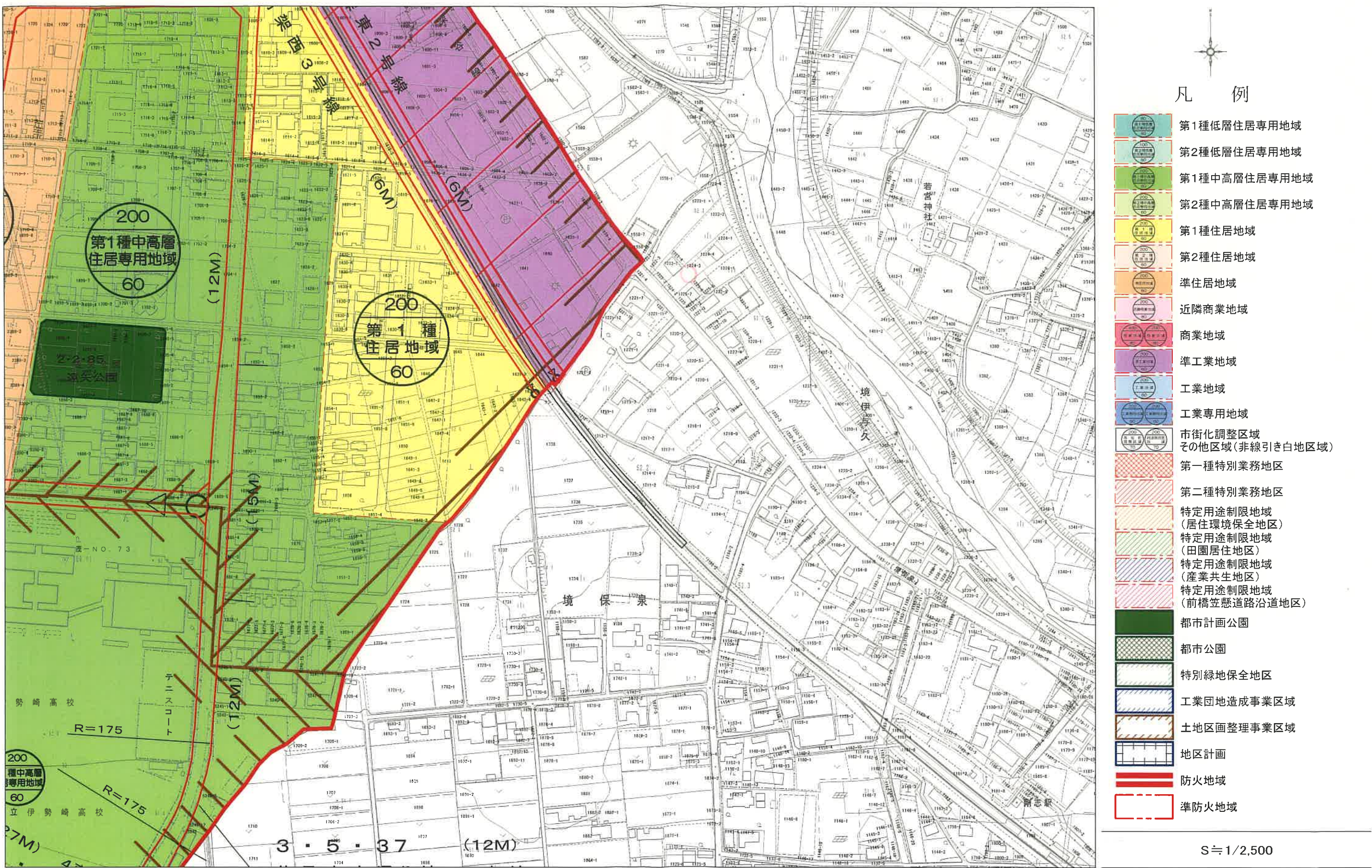
建築等行為

- ・誘導施設を有する建築物を新設しようとする場合
- ・建築物を改築または用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

※誘導施設として、保育所、認定こども園、幼稚園、商業店舗、病院・診療所、専修学校、各種学校などを位置付けています。

※宅地建物取引業法第35条（重要事項の説明等）の対象となります。

伊勢崎市都市計画図の複写図 (参考図)



この地図は、伊勢崎市の都市計画に関する証明ではありません。参考図として利用してください。 ※参考図の一部または全部を許可なく複写、転載することを禁じます。
お調べの施設または区域が各地域地区・都市施設等の区域界付近では、実際と若干の差異が生ずる場所もあります。詳細は、都市計画課窓口で確認してください。
背景図は、伊勢崎市発行の都市計画基本図を利用しており、複製日現在の現況とは異なります。

発行日：2024年8月8日
伊勢崎市都市計画課

主要地方道（014）伊勢崎・深谷線
伊勢崎市

境保泉

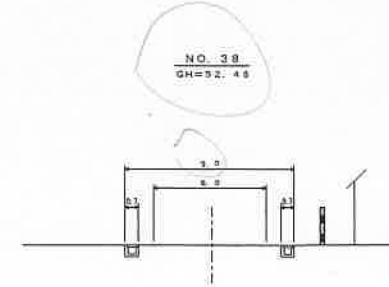
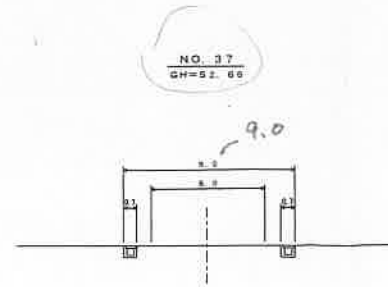
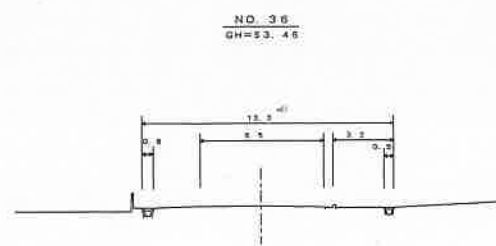
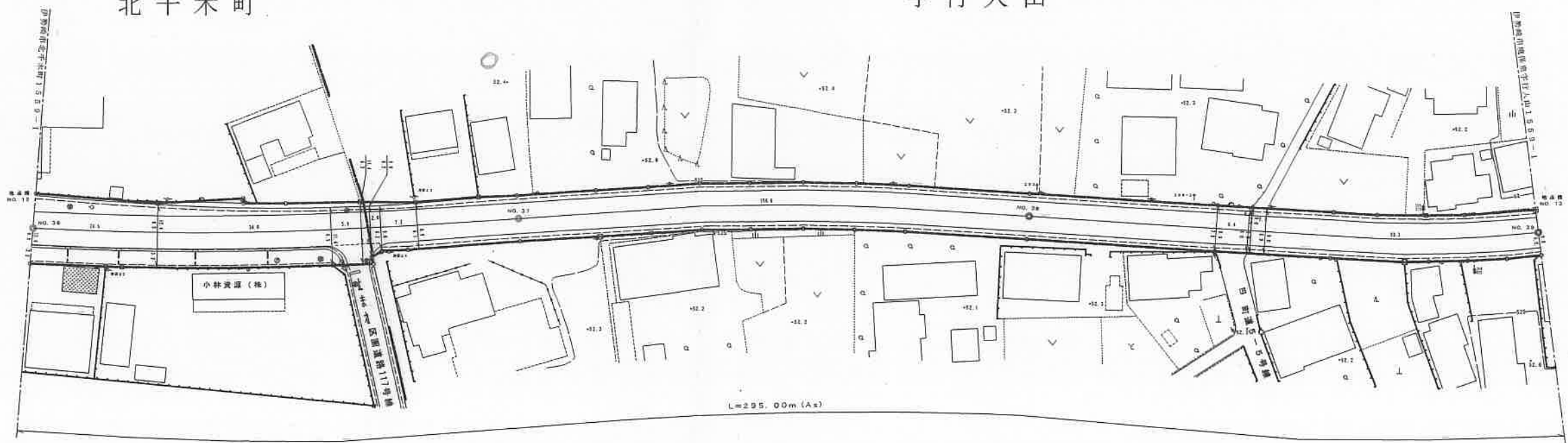
字行人山

北千木町

平

面

図

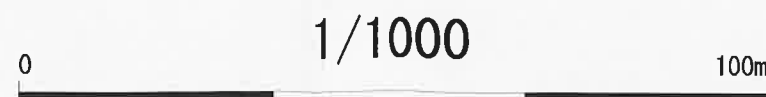


S=1:1000

縦断										
地点距離	3600.0	3624.5	3671.2 3664.4 3672.2	3658.5(3659.4)	3680.4	3844.0	3845.7 3837.0 3843.4	3900.0		
舗装の種類構成	As									
重要構造物										
排水工										
現況調査スパン番号	185	186	187	188	192	194	195	198		
占用物件										
区域決定告示年月日										
工事名及び実施年度	地方特定道路整備事業									
調製年月日	平成19年3月15日									

参考図

既設給水管、止水栓、量水器の位置や材質が基準に合っていない場合は、
移設、交換又は道路からの引き直しが必要となる場合があります。



出力：令和6年8月8日
伊勢崎市上下水道局



境伊与久

参考図
下水道整備課



現況図・実測平面図

S=1/250
(単位：m)

伊勢崎市境保泉字行人山1224-1、-3、-4

求積表

地番	1 1224-1				
N0	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)	
KP103	1028.771	1046.025	14.346	14758.748766	
KP100NS	1035.220	1064.904	17.837	18465.219140	
KP101NSZ	1019.004	1063.862	-14.346	-14618.631384	
KP102	1015.203	1050.558	-17.837	-18108.175911	
		合計		497.160611	
		合計面積		248.5803055	m ²
		地積		248.58	m ²

地番	2 1224-3				
N0	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)	
K2	1012.775	1004.314	14.248	14430.018200	
KP105	1020.736	1022.497	22.379	22843.050944	
KP104	1008.181	1026.693	-14.248	-14364.562888	
K3Z	1002.357	1008.249	-22.379	-22431.747303	
		合計		476.758953	
		合計面積		238.3794765	m ²
		地積		238.37	m ²

地番	3 1224-4				
N0	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)	
KP105	1020.736	1022.497	19.332	19732.868352	
KP103	1028.771	1046.025	28.061	28868.343031	
KP102	1015.203	1050.558	-12.578	-12769.223334	
K51	1010.314	1033.447	-23.865	-24111.143610	
KP104	1008.181	1026.693	-10.950	-11039.581950	
		合計		681.262489	
		合計面積		340.6312445	m ²
		地積		340.63	m ²

総合計面積	827.5910265 m ²
-------	----------------------------

地番	面積
1 1224-1	248.5803055 m ²
2 1224-3	238.3794765 m ²
3 1224-4	340.6312445 m ²

座標一覧 (任意座標)

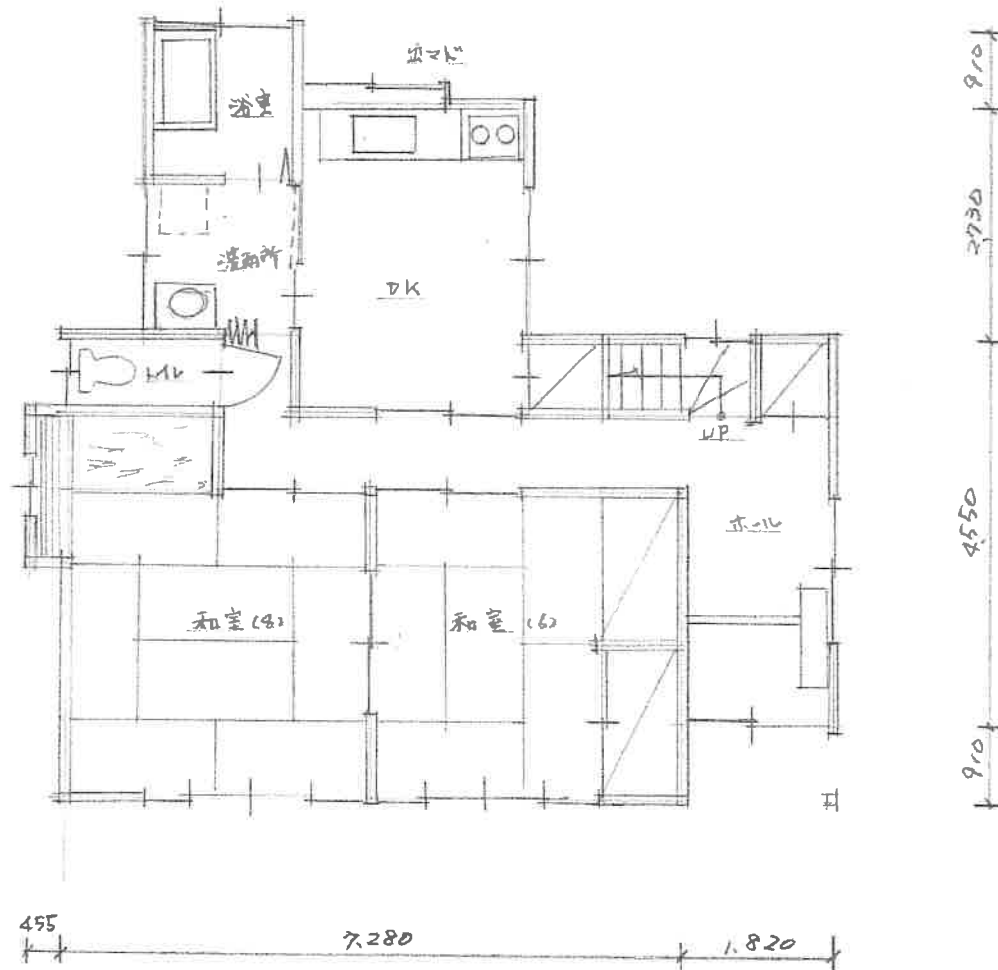
点名	X座標	Y座標	備考
1	1000.000	1000.000	側溝肩金属鈑
1-3	1032.226	996.363	側溝肩金属鈑
3	1024.322	1067.980	木杭上金属鈑

横断面図 S=1/250



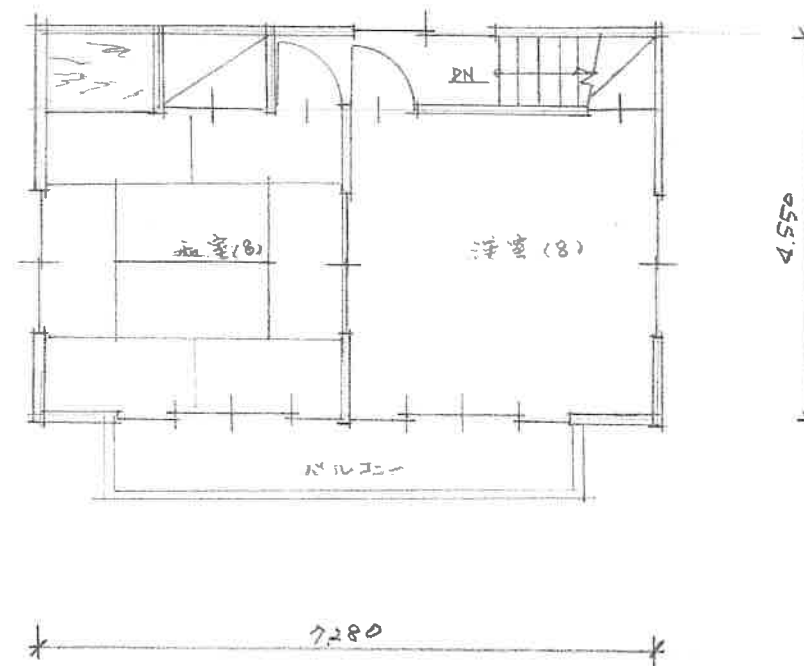
境界点	境界線の種類
□	コンクリート杭
○	合成杭
△	金属鈑
▽	プレート標
◇	刻
●	計算点

令和6年10月7日作成
群馬県伊勢崎市東本町9番地21
土地家屋調査士 伊藤 哲夫
TEL 0270-23-2563 FAX 0270-23-2940



1階平面図

1/100



2階平面図

- ☐ オプションは別途見積りとなります
- ☐ 外構工事は別途見積りとなります
- ☐ 概略測量図の為プラン変更になる事があります
- ☐ 役所調査前の為プラン変更になる事があります
- ☐ 構造計算前の為プラン変更になる事があります

敷地面積	m ²	用途地域	
建ぺい率	%	m ² >	m ²
容積率	%	m ² >	m ²
1階	62.93 m ²	19.03	坪
2階	33.12 m ²	10.01	坪
3階	m ²		坪
	m ²		坪
合計	96.05 m ²	29.04	坪
仕様			

NO.	作成年月日	工事名	プランメモ	設計	縮尺	検印	担当
	.				1/100		